

# 鳥取縣公報

## 告示

昭和二十二年五月二十七日  
第千八百一十二號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格ニ依リ

### 鳥取縣告示第二百十六號

家畜商臨時免許試験を次のよう施行するから試験を受けたい者は六月十日迄に縣廳に到着するよう願書を提出せられたい。

昭和二十二年五月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

#### 一、試験種目

牛商、馬商、豚商、細羊商、山羊商

#### 二、試験科目

(1) 筆記試験

(2) 口答試験

三、試験期日 昭和二十二年六月十五日午前十一時より午後四時まで

四、試験場 鳥取市東町 鳥取縣廳畜産課

#### 五、願書は家畜商取締規則第四條及鳥取縣令第一號

(昭和十七年一月十三日、昭和十九年一月縣令第三號改正) 第一條、第二十一條参照の上市町村役場、縣農業會都市支部及び地方事務所を經由して提出せられたい。

但し馬商にありては市町村役場、縣馬匹組合郡市支部及び地方事務所を經由すること。

六、免許申請者は試験當日午前十時半までに試験場受付係に届出ること。

七、受験者は試験當日筆記用具及び食糧を持参すること。

### 鳥取縣告示第二百十七號

縣本金庫及び縣支金庫の名稱、位置、出納區域並びに金庫事務取扱者を次のように定め來る六月一日からこれを實施する。

昭和十九年四月鳥取縣告示第百六十五號は來る五月三十一

日限りこれを廢止する。

昭和二十二年五月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

金庫事務取扱者

株式會社

山陰合同銀行

鳥取支店

鳥取縣本金庫 鳥取市若櫻町

岩美支金庫 岩美郡岩井町

那家同 八頭郡賀茂村

河原同 河原町

用瀬同 用瀬町

智頭同 智頭町

若櫻同 若櫻町

寶木同 氣高郡寶木村

濱村同 正條村

青谷同 青谷町

鳥取市 岩美郡の内、倉田村、米里村、津ノ井村、面影村、宇倍野村、成器村、大茅村、福部村、氣高郡の内、美穂村、大正村、東郷村、明治村、豊實村、松保村、千代水村、湖山村、吉岡村、大郷村、末恒村

岩美郡の内、蒲生村、岩井町、小田村、本庄村、東村、浦富町、田後村、綱代村、大岩村

八頭郡の内、賀茂村、國中村、船岡村、太伊村、大御門村、隼村、安部村、上私郡村、中私郡村、下私郡村

河原町、國英村、散枝村、八上村、西郷村、氣高郡の内、大和村、神戸村

八頭郡の内、用瀬町、佐治村、社村、大村、八頭郡の内、智頭町、山郷村

八頭郡の内、八東村、丹比村、若櫻町、池田村

氣高郡の内、寶木村、酒津村、瑞穂村

氣高郡の内、正條村、勝谷村、鹿野町、小鷲河村、逢坂村

青谷町、日置谷村、日置村、中郷村、勝部村

松崎同 東伯郡松崎村

上井同 上井町

倉吉同 倉吉町

由良同 由良町

八橋同 八橋町

赤碕同 赤碕町

御來屋同 西伯郡御來屋町

淀江同 淀江町

米子同 米子市東倉吉町

中濱同 中濱村

境同 境町

法勝寺同 法勝寺村

溝口同 日野郡溝口町

根雨同 根雨町

黒坂同 黒坂町

東伯郡の内、宇野村、泊村、舍人村、東郷村、松崎村、花見村

東伯郡の内、西郷村、上井町、長瀬村、淺津村、橋津村、上北條村

東伯郡の内、小鹿村、三徳村、三朝村、旭村、竹田村、倉吉町、小鴨村、上小鴨村、矢送村、南谷村、山守村、北谷村、高城村、社村

東伯郡の内、下北條村、大誠村、灘手村、榮村、由良町

東伯郡の内、浦安町、下郷村、上郷村、古布庄村、八橋町

東伯郡の内、赤碕町、以西村、成美村、安田村、下中山村、上中山村

西伯郡の内、逢坂村、光徳村、御來屋町、名和村、庄内村

西伯郡の内、大山村、所子村、高靈村、宇田川村、淀江町、大和村

米子市 彦名村、崎津村、當益村、夜見村、成實村、尙徳村、西伯郡の内、幡郷村、麻村、春日村、大高村、巖村、日吉津村、五千石村

西伯郡の内、和田村、大篠津村、中濱村、餘子村

西伯郡の内、渡村、外江村、境町、上道村

西伯郡の内、法勝寺村、上長田村、東長田村、賀野村、手間村、天津村、大國村

西伯郡の内、大幡村、八郷村、溝口町

日野郡の内、日野村、根雨町、神奈川村、江尾村、米澤村、日光村

日野郡の内、黒坂町

生山同 同 日野上村 日野郡の内 阿昆縁村、山上村、多里村、日野上村、福榮村、石 同生山出張員詰所  
備考 收支命令者は時宜に依り他の金庫を支拂場所に指定することが出来る。

鳥取縣告示第二百十八號  
物價統制令第四條の規定により自轉車及びリヤカーの最高修繕料金を次の通り指定する。

昭和二十二年五月二十七日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、自轉車、リヤカーの修繕料金の統制額  
(1) 自轉車部分品及び附屬品の取替料金  
(一) 前輪の部々  
(二) 後輪の部

(イ) 前表5のハブ部分品の取替でナット及び座金のみの取替は一箇につき三〇〇錢とする。  
(ロ) 前表5のハブ部分品の取替でナット及び座金のみの取替は一箇につき二〇〇錢とする。

番號	部分品名	單位	統制額	備考
1	ハブ	一箇	一、一、五〇	注油、組立、狂い調整料を含む
2	サーム	同	一、一、五〇	同
3	スポーク	一組	一、一、五〇	同
4	同	一本	一、一、五〇	狂い取り料を含む
5	ハブ部分品	一組	三、〇〇	注油、組立及び調整料を含む一箇以上數箇の場合も同額とする
6	泥除(ステー付)	一箇	二、七〇	組立及び調整料
7	ハブ	一箇	一、六、〇〇	注油、組立、狂い調整料を含む
8	同(帯ブレイキ付)	同	一、七、〇〇	同
9	サーム	同	一、六、〇〇	同
10	スポーク	一組	一、六、〇〇	同
11	同	一本	一、一、五〇	狂い取り料を含む
12	同(帯ブレイキ及びブリーホック)	同	四、五〇	同
13	ハブ部分品	一組	五、〇〇	注油、組立及び調整

(イ) 前表11のスポークの取替で二本以上取替えた場合は一本につき二〇〇錢を加算することができる。  
(ロ) 前表18のハブ部分品の取替でナット及び座金のみの取替は一箇につき二〇〇錢とする。

(三) 車体の部

14	泥除(ステー付)	一箇	五、〇〇	組立、調整料を含む
15	フラーホイール	同	四、五〇	同
16	前ホーク	一箇	一、八、〇〇	注油、組立及び調整料を含む
17	ベツト小物	同	四、五〇	注油、組立及び調整料を含む一箇以上數箇の場合も同額とする
18	ハンガー小物	同	五、〇〇	同
19	ギヤクランク	一組	六、五〇	組立調整及びベタル取付料を含む
20	左クランク	一箇	二、〇〇	同
21	クランク止栓	同	一、〇〇	調整料を含む
22	チェン	一本	四、五〇	同
23	同(継ぎ)	一箇	一、三〇	同
24	サドル、パネ、同小ネジ、サドル手締付ボルト	同	二、〇〇	同
25	チェン	同	一、〇〇	同
26	ブレイキ	一組	一、一、〇〇	前後兩方の取替とする
27	ハンドル	一箇	五、〇〇	同
28	引上ボルト	同	五、〇〇	同
29	ベタル	一組	四、〇〇	同
30	ハンドル握り	一箇	五、〇〇	同
31	ブレイキ部分品	同	五、〇〇	同
32	ベタル部分品	同	一、〇〇	注油及び調整料を含む
33	ハブ	一箇	一、五、〇〇	注油、組立、狂い調整料を含む

(イ) プレイキの取替で前及び後のみの取替料金は一箇につき七圓とする。  
(ロ) ベタルの取替中右又は左の片方のみの取替は一箇につき二圓とする。  
(ハ) ハンドル握りの取替に接合剤を使用する場合は一箇につき二〇〇錢を加算することができる。  
(ニ) リヤカー部分品及び附屬品の取替

34	ハブ部分品	一組	五、五〇	注油、組立を含む 一箇以上数箇の場合 も同額とする
35	スポーク	一本	二、〇〇	(イ) 組立、狂い調整料を含む
(イ) 84ハブ部分品の取替中ナット及び座金のみを取替えた場合は一箇五〇銭とする。				
(ロ) スポークの取替で一本以上取替えた場合は35の料金に一本につき三〇銭を加算することができる。				
(五) 附属品の取替料金				
36	荷物臺	一箇	三、〇〇	調整料を含む
37	スタンド	同	二、八〇	同
38	一本スタンド	同	一、五〇	同
39	スタンドパネ	同	五〇	同
40	スポークベル	同	一、五〇	同
41	引ベル	同	五〇	同
42	錠前	同	一、〇〇	同
43	全ケース	同	八、〇〇	同
44	半ケース	同	三、〇〇	同
45	1/4ケース	同	二、〇〇	同
46	ベル部分品	同	四、〇〇	同
(六) タイヤ、チユープの取替料金				
(イ) 自轉車				
47	前輪の部	一本	七、〇〇	
48	同チユープ	同	五、〇〇	
49	後輪の部	一本	八、〇〇	
50	同チユープ	同	六、〇〇	
51	1/2コードタイヤ	一本	一〇、〇〇	
52	同チユープ	同	八、〇〇	
53	3/4タイヤ	同	九、〇〇	
54	同チユープ	同	七、〇〇	
55	1/2ソリットタイヤ	同	一五、〇〇	
(ロ) タイヤ、チユープを同時に取替える場合は前輪、後輪共各々そのタイヤの取替料金のみとする。				

(2) 修繕				
(一) タイヤ、チユープの修繕料金				
56	自轉車パンク	一箇所	三、五〇	
57	リヤカーパンク	同	四、五〇	
58	空氣辨位置變更	同	五、〇〇	元位置の修理を含む
59	ゴムを取替	一本	三、〇〇	
60	チユープの切替一箇所	六、五〇		
61	タイヤ當	同	二、〇〇	當替えた場合も同じとし當タイヤ代を含む
62	古タイヤ取付	同	五、〇〇	
(イ) タイヤ、チユープの修繕料金には糊代及びチユープ並びに當タイヤ等の材料代を含む				
(ロ) 前表56及び57のパンク修繕で水試験のみの場合は七〇銭とし一箇所以上の修繕は一箇所増すごと一五〇銭を加算することができる。				
但し破損箇所を貼替する場合は一箇所につき五〇銭を加算することができる。				
(ハ) 古タイヤ取付又は取外しを要する場合は五時以上のタイヤは一箇、コードタイヤ二圓を加算する				
(二) その他修繕料金				
63	ハブ調整	一箇所	一、〇〇	
64	フリースオイル	同	六、〇〇	
65	ブレーキ調整	一組	一、五〇	
66	チェン	一駒	三、〇〇	
67	空氣ポンプ	一本	一、五〇	
68	車体	一臺	一五、〇〇	
69	前フォーク	一本	一三、〇〇	
70	クランク	同	一、五〇	
71	ペダル軸	同	二、五〇	
72	リム	同	二、八〇	
(イ) 前表料金は修繕を要する材料代、修繕箇所の清浄、注油及び調整料を含むものとする。				
(ロ) 65ブレーキ調整で前輪のみの調整料は一組につき五〇銭とする。				
(ハ) 66チェンの修繕で一駒以上修繕した場合は一駒増すごとに三〇銭加算することができる。				
(ニ) 68車体の修繕にして火造り修理を行う場合は別				

01065

13010

途に火造費を加算することができる。

(附) 70クランクの修繕中取り外し修繕を要したものは一本につき一圓を加算することができる。

(ハ) 71ベタル軸の修繕は軸曲り等の修繕にして火造修

(ト) 72リムの修繕中取り外しを要する場合は前輪及びリヤカーの場合は一圓後輪の場合は五〇錢上げとする。

(三) 分解掃除料金

73	全車	一臺	六〇、〇〇	注油調整料を含む
74	ヘッドの部	一式	一三、〇〇	同
75	ベンダーの部	同一	一〇、〇〇	同
76	前輪の部	同	六、〇〇	同
77	後輪の部	同	一〇、〇〇	同
78	フリーホイール	同	一〇、〇〇	同
79	ベタル部	同	一〇、〇〇	同
80	リヤカー	同	一七、〇〇	同
81	注油	一臺	一〇、〇〇	同

二、ハブ(帶ブレイキ付を含む)及びリム並びにスポーク等の取替して三箇所を同時に組立てた場合も一箇の取替料金とする。

三、前本自轉車及びリヤカーの部分品及び附屬品の取替料金は取替のみの料金にして取替する部分品及び附屬品代は別途加算するものとする。

選挙告示

選挙管理委員会告示第九十號

鳥取縣選挙管理委員会第四回委員会を左のとおり招集する

昭和二十二年五月二十七日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上樞政幸

一 招集の日時 昭和二十二年五月二十九日午後二時

二 招集の場所 鳥取縣廳

三 議題

(一) 縣會議員選挙當選無効の異議申立に對する決定の件

(二) 縣會議員選挙無効の異議申立に對する決定の件

(三) その他

昭和二十二年五月二十七日印刷  
昭和二十二年五月二十七日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

鳥取縣廳 取市東町 取  
行 所 鳥取縣廳 取市東町 取  
印 所 鳥取縣廳 取市東町 取